

2023年4月7日

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

## カードローン規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
2023年5月8日（月）に、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社が保証する「カードローン規定」を改定します。

### 記

#### 1. 対象の規定

商品名	対象の規定
カードローン	カードローン規定

#### 2. 改定概要

改定する条項	改定概要
第3条（カードによる取引の方法）	・ローン専用カード暗証の届け出の追記 ・ローン専用カード不発行条件等の追記
第8条（約定返済等）	その他当行所定の方法の追記
第20条（カードの管理等）	ローン専用カード暗証の明文化
第20条の2（偽造カード等による当座貸越）	ローン専用カード暗証の明文化
第21条（本人確認方法）	ローン専用カード暗証の明文化

※改定内容の詳細は、本書末尾に記載の新旧対比表をご参照ください。

#### 【お問い合わせ先】

本件についてご不明な点等がございましたら、三井住友銀行カードローンプラザ（フリーダイヤル 0120-923-923）までお問い合わせください。

<受付時間>

・9:00～18:00（土日・祝日、12月31日から1月3日を除く）

以上

## カードローン規定

### 改定前

### 改定後（案）

#### カードローン規定

（省略）

#### 第3条（カードによる取引の方法）

（1）借主は、本契約の申込時に本取引に利用するカードをローン専用カードまたはキャッシュカードのいずれかから選択することができるものとします。また、借主は、本契約の契約期間中に、当行所定の方法により本取引に利用するカードの種類を変更することができるものとします。

（省略）

#### <新設・挿入>

（省略）

#### 第8条（約定返済等）

（省略）

#### カードローン規定

（省略）

#### 第3条（カードによる取引の方法等）

（1）借主は、本契約の申込時に本取引に利用するカードをローン専用カードまたはキャッシュカードのいずれかから選択することができるものとし、**キャッシュカードを選択しない場合には、ローン専用カードの発行・不発行の如何にかかわらず、当行所定の方法により、暗証を届け出るものとします。**また、借主は、本契約の契約期間中に、当行所定の方法により本取引に利用するカードの種類を変更することができるものとし、**キャッシュカードからローン専用カードに変更する場合には、当行所定の方法により暗証を届け出るものとします。**以下、これらの手続きにより借主が届け出た暗証を、総称して「**ローン専用カード暗証**」といたします。

（省略）

**（7）借主が本契約の申込時にローン専用カードの不発行を希望し、かつ、当行所定の条件を充足する場合には、当行は、借主にローン専用カードを発行しないものとします。**

**（8）前項に基づきローン専用カードを不発行とした場合でも、借主がローン専用カードの発行を希望したときには、当行所定の手続に従い、ローン専用カードの発行の手続を取ることができるものとします。**

（省略）

#### 第8条（約定返済等）

（省略）

## カードローン規定

### 改定前

### 改定後（案）

(5) 借主は、前項に規定する約定返済方法に加え、返済時における未払利息および遅延損害金の合計額以上の金銭をローン専用口座に直接入金する方法により、返済を行うことができるものとします。なお、借主が未払利息および遅延損害金の合計額未満の金銭をローン専用口座に直接入金する方法により返済した場合、当行は新規借入を停止することができるものとします。

(省略)

#### 第20条（カードの管理等）

(省略)

(2) 借主は、ローン専用カードの暗証を誕生日や自宅電話番号、連続番号等の他人の想起しやすい番号にすることを避け、他人に知られないよう相当の注意をもって厳格に管理するものとします。

(3) 当行が、ローン専用カードの電磁的記録によって利用可能ATM等の操作の際に使用されたローン専用カードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越を行った上は、ローン専用カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、借主が責任を負うものとします。ただし、この当座貸越が偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、それぞれ後記第20条の2、第20条の3によるものとします。

(4) 当行国内本支店の窓口においてローン専用カードを確認し、当行所定の請求書・諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取り扱った上は、ローン専用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 借主は、前項に規定する約定返済方法に加え、返済時における未払利息および遅延損害金の合計額以上の金銭をローン専用口座に直接入金する方法~~その他当行所定の方法~~により、返済を行うことができるものとします。なお、借主が未払利息および遅延損害金の合計額未満の金銭をローン専用口座に直接入金する方法~~その他当行所定の方法~~により返済した場合、当行は新規借入を停止することができるものとします。

(省略)

#### 第20条（カードの管理等）

(省略)

(2) 借主は、ローン専用カード暗証を誕生日や自宅電話番号、連続番号等の他人の想起しやすい番号にすることを避け、他人に知られないよう相当の注意をもって厳格に管理するものとします。

(3) 当行が、ローン専用カードの電磁的記録によって利用可能ATM等の操作の際に使用されたローン専用カードを当行が交付したのとして処理し、入力された~~ローン専用カード~~暗証と届出の~~ローン専用カード~~暗証との一致を確認して当座貸越を行った上は、ローン専用カードまたは~~ローン専用カード~~暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、借主が責任を負うものとします。ただし、この当座貸越が偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、それぞれ後記第20条の2、第20条の3によるものとします。

(4) 当行国内本支店の窓口においてローン専用カードを確認し、当行所定の請求書・諸届その他の書類に記入または端末に入力された~~ローン専用カード~~暗証と届出の~~ローン専用カード~~暗証との一致を確認し、取り扱った上は、ローン専用カードまたは~~ローン専用カード~~暗証につき偽造、

## カードローン規定

### 改定前

### 改定後（案）

#### 第20条の2（偽造カード等による当座貸越）

ローン専用カードの偽造または変造による利用可能ATM等を使用した当座貸越については、借主の故意による場合または当該当座貸越について当行が善意、かつ無過失であって借主に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。その場合、借主は、当行所定の書類を提出し、ローン専用カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

（省略）

#### 第21条（本人確認方法）

（省略）

(2) 当行所定の手続につき、電話その他当行所定の方法により手続を行う場合、ローン専用カードまたはキャッシュカードの暗証番号、その他当行所定の事項の入力、聴取等により本人確認を行うことができるものとします。

（省略）

以上

変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第20条の2（偽造カード等による当座貸越）

ローン専用カードの偽造または変造による利用可能ATM等を使用した当座貸越については、借主の故意による場合または当該当座貸越について当行が善意、かつ無過失であって借主に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。その場合、借主は、当行所定の書類を提出し、ローン専用カードおよび**ローン専用カード**暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

（省略）

#### 第21条（本人確認方法）

（省略）

(2) 当行所定の手続につき、電話その他当行所定の方法により手続を行う場合、ローン専用カード**暗証**またはキャッシュカードの暗証番号、その他当行所定の事項の入力、聴取等により本人確認を行うことができるものとします。

（省略）

以上